# 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令案(新旧対照条文)

_	
	١
例級	
Ø,	)
音ケー	}
	į
Ĭ	_
音	
$\mathcal{Z}$	,

揮発油税及び地方道路税の税率は、租税特別措置法第八十九条第二項の規定にかある揮発油の製造場又は保税地域から移出され、又は引き取られる揮発油に係る第七十四条 同 上(揮発油税及び地方道路税の軽減等)	<b>八十九条第二項の規定にかき取られる揮発油に係る間に、沖縄県の区域内に</b>	揮発油税及び地方道路税の税率は、租税特別措置法第八十九条第二項の規定にかある揮発油の製造場又は保税地域から移出され、又は引き取られる揮発油に係る2 平成五年十二月一日から平成十九年五月十四日までの間に、沖縄県の区域内に第七十四条 (省 略)
2~8 同上		2~8 (省略)
、百分の六十五)	、百分の六十五)	
条第一項に規定するしよ	条第一項に規定するしよ	
八(平成元年四月一日から平成十四年五月十四日まで)百分の八十(酒税法第四	百分の八十 (酒税法第四	八 平成元年四月一日から平成十九年五月十四日まで
一~七 同 上		<b>一~七 (省 略)</b>
	する。	た金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。
	れらの規定により計算し	が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定により計算し
	ず、当該酒類の移出の日	規定又はこの規定の特例に関する法律の規定にかかわらず、当該酒類の移出の日
	税額は、酒税法第三章の	内にある酒類の製造場から移出されるものに係る酒税の税額は、酒税法第三章の
	掲げる期間内に当該区域	を受けた製造場において製造された酒類で、次の各号に掲げる期間内に当該区域
	、十条第一項第一号の指定	う。以下この章において同じ。)の製造場のうち法第八十条第一項第一号の指定
第七十二条 同 上	一項に規定する酒類をい	第七十二条 沖縄県の区域内にある酒類(酒税法第二条第一項に規定する酒類をい
(沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等)		(沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等)
令第百五十一号)		令第百五十一号)
沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政	る政令(昭和四十七年政	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政
現	案	改正
(傍線の部分に改正部分)		

千八百円に五百三十八分の五十二を乗じて得た金額とする。五百三十八分の四百八十六を乗じて得た金額とし、地方道路税にあつては四万六かわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては四万六千八百円に

3~8 (省略)

## (輸出物品販売場に係る消費税の経過措置)

#### (酒販組合に関する経過措置)

第五号の事業を行うことができない。
第五号の事業を行うことができない。
の場合において、同法第十四条第三項の要件を欠く酒販組合は、同法第四十二条法第十四条第三項及び同法第九十条中同項に係る部分の規定は、適用しない。こ酒販組合については、施行日から起算して三十五年を経過する日までの間は、同第百十条 沖縄県の区域の全部又は一部の区域を地区とする酒類業組合法第三条の

## (製造用原料品の減税又は免税)

第百十三条 法第八十三条第一項第一号に規定する政令で定める製品は、還元乳と

千八百円に五百三十八分の五十二を乗じて得た金額とする。五百三十八分の四百八十六を乗じて得た金額とし、地方道路税にあつては四万六かわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては四万六千八百円に

3~8 同上

# (輸出物品販売場に係る消費税の経過措置)

#### (酒販組合に関する経過措置)

### (製造用原料品の減税又は免税)

第百十三条 法第八十三条第一項第一号に規定する政令で定める製品は、還元乳と

脂粉乳に対する関税の率は、十パーセントとする。 当該バター及びバターオイルに対する関税の率は、二十パーセントとし、当該脱 ー 及びバター オイル並びに脱脂粉乳 (平成九年度から平成十四年度までの各年度 し、同号に規定する政令で定める原料品は、当該還元乳の製造に使用されるバタ - 及びバターオイルについて二十トン、当該脱脂粉乳について四十九トンとし、 (平成十四年度にあつては、平成十四年四月一日から同年五月十四日までの期間 )とし、同号に規定する政令で定める数量は、平成十四年度につき、当該バタ 次条及び第百十五条において「割当年度」という。) に輸入されるものに限る

(省略)

(小規模企業に係る製造用原料品の減税又は免税)

**第百十四条 法第八十三条第一項第二号に規定する政令で定める製品は、こんにや** 同号に規定する政令で定める数量は、当該こんにやく芋について割当年度につき 三十二トンとし、当該こんにやく芋に対する関税の率は、二十パーセントとする。 こんにやく芋 (切つたもの、乾燥したもの及び粉状にしたものを含む。) とし、 くとし、同号に規定する政令で定める原料品は、こんにやくの製造に使用される

。)とし、同号に規定する政令で定める数量は、平成十三年度につき、当該バタ 、当該脱脂粉乳に対する関税の率は、十パーセントとする。 。次条及び第百十五条において「割当年度」という。) に輸入されるものに限る — 及びバターオイル並びに脱脂粉乳 (平成九年度から平成十四年度までの各年度 ンとし、当該バター及びバターオイルに対する関税の率は、二十パーセントとし **ー 及びバターオイルについて百六十一トン、当該脱脂粉乳について三百七十八ト** し、同号に規定する政令で定める原料品は、当該還元乳の製造に使用されるバタ (平成十四年度にあつては、平成十四年四月一日から同年五月十四日までの期間

2 4 同

(小規模企業に係る製造用原料品の減税又は免税)

第百十四条 二百五十トンとし、当該こんにやく芋に対する関税の率は、二十パーセントとす 同号に規定する政令で定める数量は、当該こんにやく芋について割当年度につき くとし、同号に規定する政令で定める原料品は、こんにやくの製造に使用される こんにやく芋 (切つたもの、乾燥したもの及び粉状にしたものを含む。) とし **法第八十三条第一項第二号に規定する政令で定める製品は、こんにや** 

2 { 4 同 上

2 5 4

省

略)